

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	10	担当課	障害福祉課
法令名	社会福祉法	根拠条項	71	不利益処分の種類	社会福祉施設に対する業務改善命令	
<p>社会福祉法 第71条</p> <p>(改善命令)</p> <p>第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営む者の施設が、第65条の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営む者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(施設の最低基準)</p> <p>第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。</p> <p>2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。</p>						